

審議会等の会議結果報告

1 会議名	令和3年度第1回津市防災会議
2 開催日時	令和3年11月2日(火) 午後1時30分から午後2時15分まで
3 開催場所	津南防災コミュニティセンター 大ホールA・B
4 出席した者の氏名	<p>(出席者)</p> <p>津地方気象台 台長 白川 嘉茂 国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所 所長 菅 良一 三重県津地域防災総合事務所 所長 山岡 哲也 三重県津建設事務所 所長 高木 和広 三重県津警察署 署長 柳瀬 真 三重県津南警察署 署長 岡田 賢治 西日本電信電話株式会社三重支店設備部 部長 藤井 隆行 中部電力パワーグリッド株式会社津営業所 所長 杉山 尚 東邦ガス株式会社導管ネットワークカンパニー広域導管部 中南勢導管課 課長 西中 克典 三重県津LPガス協議会 会長 深田 知己 日本赤十字社三重県支部事務局 事務局長 松田 克己 近畿日本鉄道株式会社津駅 駅長 青木 茂 一般社団法人三重県トラック協会津支部 支部長 田村 三千夫 日本通運株式会社三重支店津ロジスティクスセンター事業所 所長 前川 寧宏 公益社団法人津地区医師会 理事 高橋 岳夫 一般社団法人三重県建設業協会津支部 支部長 田村 頼一 一般社団法人三重県建設業協会一志支部 副支部長 藤谷 文彦 株式会社ZTV 取締役営業統括部長 坂口 純司 中勢森林組合 代表理事組合長 森 秀美 津商工会議所 常務理事 伊藤 研也 津市自治会連合会 副会長 横田 明人 津市婦人会連絡協議会 会長 須山 美智子 社会福祉法人津市社会福祉協議会 会長 中村 光一 津市防火協会 会長 中村 豊久 津市障がい者団体連絡協議会 副会長 高鶴 かほる 津商工会議所女性会 副会長 堀川 正代 津市民生委員児童委員連合会 副会長 金児 美和子 津市消防団芸濃方面団ささゆり分団 分団長 松本 洋子 津市消防団一志方面団コスモス分団 分団員 瀧 優子 津市副市長 盆野 明弘 津市副市長 稗田 寿次郎 津市上下水道事業管理者 田村 学</p> <p>(事務局)</p> <p>危機管理部 部長 小松 雅和 危機管理部 次長 玉木 幸樹 防災室 室長 上野 功英 防災室 担当主幹 新山 雅人 危機管理課 課長 出口 真也 危機管理課 調整・担当主幹 諸戸 由美子 危機管理課 主査 川北 裕貴</p>

	危機管理課 主査 西村 光賀 危機管理課 主事 山川 広剛 危機管理課 主事補 後藤 貴浩
5 内容	(1) 津市地域防災計画（風水害等対策編、震災対策編、津波対策編、資料編）の令和3年度修正（案）について (2) 津市地域防災計画の令和3年度修正（案）に係る意見提出について (3) その他
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	13人
8 担当	危機管理部危機管理課危機管理担当 電話番号 059-229-3281 E-mail 229-3281@city.tsu.lg.jp

・議事の内容 下記のとおり

司会（危機管理部長） 委員の皆様におかれましては、御多忙のところ、令和3年度第1回津市防災会議に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の会議の司会を務めさせていただきます、危機管理部長の小松でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会議を進めさせていただきますが、本日の会議では、ソーシャルディスタンスを確保するため、距離を取った配席とさせていただきますので、御理解を賜りますよう、お願い申し上げます。それでは開催にあたりまして、津市防災会議会長であります「津市長 前葉 泰幸」が御挨拶を申し上げます。

会長（市長） 皆さんこんにちは。本日は津市防災会議を開催いたしましたところ、それぞれお忙しい中を御出席賜りました。厚く御礼を申し上げます。

また平素は新型コロナウイルス対策、感染症対策にそれぞれの機関において、それぞれの立場から御協力いただいておりますことを心から感謝を申し上げます。

津市におきましても、現在感染状況、非常に落ち着いている状況ではございますが、第6波と言われているものに十分な備えをしながら、着実に対策を進めていきたいと考えております。よく「ワクチンどうなの」というお話しをいただきますが、2回目の接種後、8ヶ月経過すると3回目のワクチンクーポンがお手元に届くということになっております。ということで今回は、ワクチンクーポンが届き次第、予約をしていただくということになりますので、予約時の混乱がないようにさせていただきますが、それに当たっては医師会の皆様をはじめ、医療関係者に絶大なる御協力をいただいております。スムーズな接種体制を構築していただいていることに心から感謝を申し上げます。

さて、本日は地域防災計画の見直しでございますが、218項目の修正案を取りまとめしております。災害対策基本法が改正をされまして、避難勧告と避難指示が一本化されました。市民の皆様から勧告と指示の違いが分かりにくいというお声があったわけでございますが、避難指示として一本化されました。それから個別避難計画に関する改正も行われております。

さらにはコロナウイルス関連として、コロナの感染者情報は感染症法に基づいて都道府県知事が管理をし、情報開示されないのが基本でございますが、自宅療養者の災害対応という観点に限って、保健所から自宅療養者に関する情報が市に提供され、市に対応が求められることとなります。実際にそ

ういう案件がございました。これらの内容を含め防災基本計画など国の計画が修正をされておりますので、それらを受けた修正など218項目を取りまとめております。本日はこの後、御説明を差し上げまして、各機関の皆様それぞれの立場で見ていただき、最終的な修正案への御意見をいただければと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

さて、少し最近の状況を報告させていただきます。一つはコロナ関連、もう一つは土砂災害の関連でございます。コロナ関連について、例えば総合防災訓練を今年は11月14日に予定をしておりますが、従来のように各防災機関の皆さんに大勢参加をいただいて訓練をするということが非常に難しい状況でございます。人数を絞って今年は300人を予定しておりますので、「自分のところにまだ案内が来ていない」と思われている方もいるかもしれませんが、今はまだコロナウイルス感染対策の中での訓練ということで御了解願いたいという風に思います。

300人というのは実働部隊でございます。消防・自衛隊・三重河川国道事務所・警察にお世話をいただき、そして今回は、一志で実施するということが地元の自主防災会の皆さん、自治会の皆さんに御参加をいただくということで、進めさせていただきます。

今回の訓練の特色は、浸水害の訓練ということです。今までは地震対応の訓練をやってきたのですが、今回は越水、つまり川から水が溢れる場合を想定した訓練をやろうということでございます。加えて、土壌に水が溜まって土砂災害が発生した状況を想定した訓練も行います。

さらにもう一つ、コロナ禍における避難所運営訓練も実施しますが、去年の総合防災訓練でも実施し、いくつか気付きがありました。その一つが動線の分離が非常に重要だということです。発熱者が避難所に来られた際、どうやって他の避難者の方と動線を分けるのか。どうやって発熱者用の部屋へ御案内するか、またその為には何が必要になるのかということを検討し、ポールやコーン、プラスチックバーなどを整備する予算を追加したところでございます。

このように訓練をする中で、気付くこともたくさんございますので、今後対応してまいります。

次に、土砂災害について、ハザードマップを作成し、配布しております。

平成25年度から令和元年度まで6年かけて三重県が基礎調査を実施しましたが、その中で土砂災害の危険地域が具体的に示されました。土砂災害には、急傾斜、土石流、地すべりがありますが、これらの危険地域の情報を三重県からいただいた上で、津市はハザードマップを作成し、土砂災害の危険のある世帯にお配りをいたしました。

令和元年度から配り始め、今年度で全てお配りをいたします。現在、三重県が2巡目の基礎調査を実施しておりますので、それを受けてまた必要な対応をとってまいりたいと考えております。土砂災害については、「今お住まいのところから移動して下さい」というわけにはいきません。従って大雨の時などには、土砂災害の危険地域から、事前に逃げていただくということが大切になります。本市といたしましては、適切に事前避難していただくための対応をしっかりと行ってまいります。以上2点、近況の防災関連の報告をさせていただきます。本日様々な御意見をいただいて、しっかりと防災対策進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

司会（危機管理部長）

それでは本日の会議に入らせていただきます。

本日の会議は、公開とさせていただきますので、会議の開催や結果につきましては、津市ホームページ等でその概要について公表させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

また、本日御説明させていただく修正案につきましては、後程、担当者より御説明をさせていただきますが、本日の会議で御意見・御提言をいただくほか、お持ち帰りいただいて御確認の後、改めて御意見・御提案等いただくことといたしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは議事の進行は、津市防災会議に関する条例第3条の規定に基づきまして、会長であります津市長が行うこととなっておりますので、市長、よろしくお願いをいたします。

会長（市長） 私の方で議事・進行役を務めさせていただきます。よろしくお願います。
本日、御審議いただきます議題(1)「津市地域防災計画（風水害等対策編、震災対策編、津波対策編、資料編）の令和3年度修正（案）について」でございます。

事務局から説明をいただき、その後、お分かりにくかった点について、御質問をお受けし、さらにこの時点で何かお気づきのこと等ありましたら、御意見をいただくという形で進めてまいります。よろしくお願います。

では事務局から説明をして下さい。

事務局（危機管理課長） 危機管理課長の出口でございます。
只今から20分ほどお時間をいただきまして、津市地域防災計画の令和3年度修正案の主な修正箇所について、お手元の資料に沿って御説明申し上げます。

なお、本修正案に対する御質問等につきましては、説明終了後にお受けしたいと考えておりますので、御協力のほどよろしくお願いをいたします。

まず、修正案の説明に入らせていただく前に、配付資料の確認をお願いいたします。

- ① 「令和3年度第1回津市防災会議事項書」A4縦の片面印刷1枚のもの
- ② 資料1-1：「津市地域防災計画の令和3年度修正（案）について」A4縦の両面印刷1枚のもの
- ③ 資料1-2：「津市地域防災計画令和3年度修正に係る修正項目数一覧表」A4横の片面印刷1枚のもの
- ④ 資料2-1：「令和3年度津市地域防災計画（風水害等対策編）の修正箇所一覧表（案）」A4横の両面印刷33ページ・17枚のもの
- ⑤ 資料2-2：「令和3年度津市地域防災計画（震災対策編）の修正箇所一覧表（案）」A4横の両面印刷13ページ・7枚のもの
- ⑥ 資料2-3：「令和3年度津市地域防災計画（津波対策編）の修正箇所一覧表（案）」A4横の5ページ・両面印刷3枚のもの
- ⑦ 資料2-4：「令和3年度津市地域防災計画（資料編）の修正箇所一覧表（案）」A4横の両面印刷1枚のもの
- ⑧ 資料3：「津市地域防災計画の令和3年度修正（案）に係る意見提出について」A4の両面印刷2枚のもの

以上の8種類です。

印刷ミス等の不備や資料の不足等がございましたら、お申し出ください。

それでは、津市地域防災計画の令和3年度修正（案）について、御説明いたします。

お手元の資料1-1「津市地域防災計画の令和3年度修正（案）について」と資料1-2「津市地域防災計画令和3年度修正に係る修正項目数一覧表」を御覧ください。

資料1-2「津市地域防災計画令和3年度修正に係る修正項目数一覧表」のとおり、軽微な文言修正も含め本編の修正項目数は218項目と多数ございますので、資料1-1「津市地域防災計画の令和3年度修正（案）」につい

て」の「2 主な修正内容」と資料2-1から資料2-4の各編修正箇所一覧表(案)や、現行の津市地域防災計画令和2年度修正の本編の掲載箇所も御案内しながら御説明させていただきます。

まず、資料の見方について御説明いたします。

例として、資料2-1「風水害等対策編の修正箇所一覧表(案)」の1ページを御覧ください。

表の一番左端の「No.」の項目ですが、その番号については、今回、修正案として提出した項目番号になります。その右隣の「頁(ページ)」と「行」については、津市地域防災計画(風水害等対策編)令和2年度修正の何ページの何行目に掲載してあることを示しています。

その右隣に「旧」と「新」の欄がありますが、「旧」の欄が昨年度、令和2年度修正の状況で、「新」の欄が今回、令和3年度修正案としてお示しさせていただきます内容となります。

なお、各修正箇所一覧表では、修正箇所、削除箇所及び追記箇所に、アンダーラインを引いてありますので、併せて御確認ください。

それでは、今年度の修正案について、御説明いたします。

本市におきましては、近年の大規模災害の教訓を反映させるなど、災害対策基本法の規定に基づき、津市地域防災計画がより実践的なものとなるよう、毎年度、継続した見直しを行っています。

今年度は、国の防災基本計画の修正を踏まえ、災害対策基本法の改正に伴う避難勧告及び避難指示の一本化に伴う避難情報発令基準及び避難情報と居住者等に求められる行動の関係や、個別避難計画作成の努力義務化に伴う作成時等における避難行動要支援者及び避難支援等実施者に求める要件の明記のほか、災害救助法の改正に伴う本市における所定の手続き等の対応や、新型コロナウイルス感染症の自宅療養者等の被災に備えて、三重県との平時からの情報共有体制の確立に係る対応など、災害発生時における対応がよりの確かつ迅速に行えるよう修正を加えたもので、修正案として取りまとめしております。

それでは、具体的な修正内容案について、資料に沿って御説明いたします。

資料1-1の「2 主な修正内容」を御覧ください。

「(1) 国の防災基本計画の修正に伴う対応」として、4点ございます。

まず、1点目のアとして「避難勧告・避難指示の一本化等に係る対応」につきましましては、本年5月の災害対策基本法の改正に伴い、従来の「避難勧告」及び「避難指示」を一本化し、これまでの避難勧告の発令段階から避難指示を発令するほか、この一本化に伴う避難情報の種類及び名称、水防法に基づく洪水予報河川及び水位周知河川等の避難情報発令基準や、避難情報と居住者等に求められる行動の関係等について記載をいたします。

お手数ですが、資料2-1「風水害等対策編の修正箇所一覧表(案)」を御覧ください。

「避難勧告」と「避難指示」の一本化、及びこれに関連する修正として、資料2-1「風水害等対策編」の

- 1ページのNo.1のうち、表中の機関名「市」の「処理すべき事務又は業務」欄のアンダーラインを引いた部分
- 1ページから3ページにかけてのNo.2のアンダーラインを引いた部分
- 3ページのNo.3のアンダーラインを引いた部分
- 4ページのNo.4のうち、上段「2 避難行動要支援者への支援」の「(3) 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び管理」のオの行のアンダーラインを引いた部分
- 5ページから22ページにかけてのNo.5のうち、「避難勧告」と「避難指示」の一本化に伴う名称の修正、水防法に基づく洪水予報河川及び

水位周知河川等の避難情報発令基準や、避難情報と居住者等に求められる行動の関係等に関するアンダーラインを引いた部分

○ 23ページから26ページにかけてのNo.7のアンダーラインを引いた部分

○ 26ページから32ページにかけてのNo.8のアンダーライン引いた部分

が、今回の修正箇所になります。

次に、資料2-2「震災対策編の修正箇所一覧表(案)」を御覧ください。

資料2-2「震災対策編」につきましても、「風水害等対策編」と同様に、

○ 1ページのNo.1のうち、表中の機関名「市」の「処理すべき事務又は業務」欄のアンダーラインを引いた部分

○ 1ページから2ページにかけてのNo.2のアンダーラインを引いた部分

○ 2ページから3ページにかけてのNo.3のうち、上段「2 避難行動要支援者への支援」の「(3) 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び管理」のオの行のアンダーラインを引いた部分

○ 3ページから6ページにかけてのNo.4の、避難勧告と避難指示の一本化に伴う名称の修正、及び避難情報と居住者等に求められる行動の関係等に関するアンダーラインを引いた部分

○ 6ページのNo.5のアンダーラインを引いた部分

○ 6ページから7ページにかけてのNo.6のアンダーラインを引いた部分

○ 7ページから12ページにかけてのNo.7のアンダーラインを引いた部分

が、今回の修正箇所になります。

次に、「資料2-3津波対策編の修正箇所一覧表(案)」を御覧ください。

資料2-3「津波対策編」につきましても、「風水害等対策編」と同様に、

○ 1ページのNo.1及びNo.2のアンダーラインを引いた部分

○ 1ページから5ページにかけてのNo.3のアンダーラインを引いた部分

○ 5ページのNo.4のアンダーラインを引いた部分

が、今回の修正箇所になります。

次に、「資料2-4資料編の修正箇所一覧表(案)」を御覧ください。

資料2-4「資料編」につきましても、「風水害等対策編」と同様に、

○ 1ページのNo.1のアンダーラインを引いた部分

○ 1ページから2ページにかけてのNo.3のアンダーラインを引いた部分

が、今回の修正箇所になります。

なお、津市地域防災計画令和2年度修正につきましては、「風水害等対策編」「震災対策編」「津波対策編」及び「資料編」のそれぞれの修正箇所一覧表(案)に記載のあるページに、「旧」の欄のとおり掲載されています。

お手数ですが、資料1-1にお戻りください。

2点目のイとして「個別避難計画の作成等に係る対応」につきましては、災害対策基本法の改正に伴い、避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成が努力義務化されたことから、当該計画の作成及び避難支援等関係者への情報提供をする際の要件並びに当該計画情報を受けた者の秘密保持義務について記載をいたします。

お手数ですが、資料では、資料2-1「風水害等対策編の修正箇所一覧表(案)」を御覧ください。

資料2-1「風水害等対策編」の4ページのNo.4中段以降の「2 避難行動

要支援者への支援」のうち、「キ 避難行動要支援者の避難行動支援に係る計画」の「(イ) 個別避難計画」のアンダーラインを引いた部分が、今回の追記及び修正箇所になります。

次に、資料2-2「震災対策編の修正箇所一覧表(案)」を御覧ください。

資料2-2「震災対策編」についても、「風水害等対策編」と同様に、2ページから3ページにかけてのNo.3のうち、中段以降の「2 避難行動要支援者への支援」のうち、「キ 避難行動要支援者の避難行動支援に係る計画」の「(イ) 個別避難計画」のアンダーラインを引いた部分が、今回の追記及び修正箇所になります。

なお、津市地域防災計画令和2年度修正につきましては、「風水害等対策編」及び「震災対策編」のそれぞれの修正箇所一覧表(案)に記載のあるページに、「旧」の欄のとおり掲載されています。

お手数ですが、資料1-1にお戻りください。

3点目のウとして「応援職員等の新型コロナウイルス感染症対策に係る対応」につきましては、被災時に本市が受援計画等に基づいて他市町村の応援職員等を受け入れる際の新型コロナウイルス感染症対策として、当該応援職員等の執務スペース等に係る適切な空間の確保について記載をいたします。

お手数ですが、資料2-1「風水害等対策編の修正箇所一覧表(案)」を御覧ください。

資料2-1 風水害等対策編の32ページから33ページにかけてのNo.10のアンダーラインを引いた部分が、今回の追記箇所になります。

次に、資料2-2「震災対策編の修正箇所一覧表(案)」を御覧ください。

資料2-2「震災対策編」につきましても、「風水害等対策編」と同様に、13ページのNo.10のアンダーラインを引いた部分が、今回の追記箇所になります。

なお、当該修正については新たな記載になりますので、津市地域防災計画令和2年度修正への記載はございません。

お手数ですが、資料1-1にお戻りください。

4点目のエとして「新型コロナウイルス感染症等に伴う自宅療養者等に係る対応」につきましては、新型コロナウイルス感染症等に伴う自宅療養者等の被災に備えて、平常時から三重県津保健所と連携し、情報共有体制の確立を図ること等について記載をいたします。

お手数ですが、資料2-1「風水害等対策編の修正箇所一覧表(案)」を御覧ください。

資料2-1「風水害等対策編」の22ページのNo.6のアンダーラインを引いた部分が、今回の追記箇所になります。

なお、当該修正については、災害発生が予め予想できる「風水害等対策編」のみが対象となります。また、新たな記載になりますので、津市地域防災計画令和2年度修正への記載はございません。

お手数ですが、資料1-1にお戻りください。

次に、(2)の「災害救助法の改正に伴う対応」につきましては、災害救助法が改正されたことに伴い、非常災害等が発生するおそれのある段階で災害救助法の適用が可能となったことから、本市においても、非常災害等が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置した時は、三重県と緊密に連携して救助を実施できるよう、本市における所定の手続きについて記載をいたします。

お手数ですが、資料2-1「風水害等対策編の修正箇所一覧表(案)」を御覧ください。

資料2-1「風水害等対策編」の32ページのNo.9のアンダーラインを引いた部分が、今回の追記箇所になります。

次に、資料2-2「震災対策編の修正箇所一覧表(案)」を御覧ください。

資料２－２「震災対策編」につきましても、「風水害等対策編」と同様に、13ページのNo.9のアンダーラインを引いた部分が、今回の追記箇所になります。

なお、当該修正については新たな記載になりますので、津市地域防災計画令和2年度修正への記載はございません。

次に、資料1－1の「(2) 主な修正内容」には記載しておりませんが、2点御説明いたします。

お手数ですが、資料２－２「震災対策編の修正箇所一覧表（案）」を御覧ください。

1点目につきましては、災害救助法の運用等について定める「災害救助事務取扱要領」が改定されたことから、12ページから13ページにかけてのNo.8のアンダーラインを引いた部分が、今回の追記箇所になります。

お手数ですが、次に資料２－４「資料編の修正箇所一覧表（案）」を御覧ください。

資料２－４「資料編」につきましても、「震災対策編」と同様に、2ページのNo.4のアンダーラインを引いた部分が、今回の追記箇所になります。

なお、津市地域防災計画令和2年度修正につきましては、「震災対策編」及び「資料編」のそれぞれの修正箇所一覧表（案）に記載のあるページに、「旧」の欄のとおり掲載されています。

お手数ですが、次に資料２－４「資料編の修正箇所一覧表（案）」を御覧ください。

次に、2点目につきましては、本年6月に気象庁の警報・注意報発表基準が変更されたことから、1ページのNo.2の表中のアンダーラインを引いた部分が、今回の修正箇所になります。

なお、津市地域防災計画令和2年度修正（薄緑色の表紙の冊子）につきましては、「資料編」の修正箇所一覧表（案）に記載のあるページに、「旧」の欄のとおり掲載されています。

お手数ですが、資料1－1にお戻りください。

最後に、「3の今後のスケジュール」でございます。

只今、御説明いたしました津市地域防災計画の令和3年度修正（案）につきましては、委員の皆様から、今後、約1カ月間で御意見・御提案をいただくこととしております。

また、11月16日から12月17日までの間、パブリックコメントにより、広く市民の皆様の御意見も募集いたします。

その後、いただきました御意見等に対して、更に検討・修正を加え、令和4年2月4日に第2回津市防災会議を開催いたしまして、再度、皆様に御審議・御確認をいただき、津市地域防災計画令和3年度修正の決定としたいと考えております。

決定後は、直ちに津市ホームページ等での公表及び三重県への報告を行うこととしております。

以上で事務局からの説明を終わります。

御審議よろしく願いいたします。

会長（市長） 只今、事務局より、津市地域防災計画の令和3年度修正（案）につきまして御説明申し上げましたが、御覧になった時点で委員の皆様から御確認しておきたいことや、御提案、御意見をお受けしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

会長（市長） 現時点では特にないようでございますので、また後程ゆっくり見ていただいて、意見提出という形でお返しいただければと思っております。

では次に、議題(2)「津市地域防災計画の令和3年度修正（案）」に係る意見

提出について」を議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局（危機管理課長） お手元の資料3「津市地域防災計画の令和3年度修正（案）に係る意見提出について」を御覧ください。

本日、御説明いたしました修正案に対する御意見につきましては、資料3のとおり、別紙「津市地域防災計画の令和3年度修正（案）に係る意見書」に御記入いただき、郵送、FAX又は電子メールにて、12月3日（金）までに、文末の事務担当まで御送付いただきますようお願いいたします。
なお、御意見等がない場合は、その必要はございません。説明は以上のとおりです

会長（市長） 只今の説明について御質問等ございますか。例年、資料1-2にございますように、防災会議委員の皆様からそれぞれの機関の御意見をたくさんいただいて、それを次の修正（案）に反映させておりますので、大変お忙しいところ恐縮でございますが、各委員の皆様におかれましてはそれぞれの機関に係る事項、それからその他にも津市の防災対策上、今後、取組、連携を必要とする事項等、お気づきの点をお知らせ願いたいと存じます。よろしく御意見をいたします。

では(2)を終わります。議題(3)「その他」でございますが、この際なにかございましたらお願いします。

高鶴委員 私は知的障がい団体なのですが、災害時において、一人住まいをしている障がい者にどのように情報伝達するのか、という点は大きな課題であると考えています。また、視覚障がい、聴覚障がいの人が、ご自宅あるいは避難所等でどのように情報収集するのかということをお考えすると、AIを活用していくということも一つの方法ではないかと思えます。必ず災害はやってきますので、最新の技術を活用していくことも必要ではないかと思えます。

会長（市長） 障がいをお持ちの方に対してAIを活用して情報伝達等をすべきではないか、との御意見ですが、事務局からお答え下さい。

事務局（危機管理課長） 現在、津市におきまして、災害時には防災無線、メール、電話、FAX、L字テロップ等で避難情報や災害情報を発信している状況ですが、新たな方法も検討していかないといけないと考えておりますので、いろいろな方々の御意見を伺いながら、情報発信の在り方について検討していきたいと考えております。

会長（市長） AIを活用した障がいをお持ちの方への情報伝達等について、市としてどのような対応ができるのか、高鶴委員からも御意見をいただければと思いますのでよろしくお願いします。

その他、事務局から連絡事項があればよろしくお願いします。

事務局（危機管理課長） 事務局から1点御連絡をさせていただきます。先程も御説明させていただきましたが、第2回の津市防災会議につきまして、現時点では令和4年2月4日（金）の開催を予定しています。

しかしながら、今後のコロナウイルスの感染状況等によって、開催方法を変更する可能性もありますので、よろしくお願いします。

会長（市長） 本日は、貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございました。本会議で御説明させていただきました改正（案）につきまして、それぞれの機関

でよろしく御検討を願えればと存じます。

以上を持ちまして令和3年度第1回の津市防災会議の議事進行を終わらせていただきまして、事務局にお返しします。

事務局（危機
管理部長）

市長には、司会、進行ありがとうございました。

委員の皆様におかれましては、お時間をいただきまして、ありがとうございました。

先程も説明がありましたが、第2回津市防災会議の詳細につきましては、改めて通知をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

本日お持ちいただきました津市地域防災計画令和2年度修正につきましては、次回、第2回防災会議でも資料として使用いたしますので、大変恐縮ではございますが、第2回会議の当日に再度、御持参いただきますようお願いを申し上げます。

それでは、以上を持ちまして、令和3年度第1回津市防災会議を終了させていただきます。

本日は、お忙しいところ、誠にありがとうございました。